

京都市町村職員共済組合 グループ保険制度きずな 退職にあたる手続きについて

グループ保険制度は退職後（自己都合退職も含む）も継続可能です。
以下ご確認いただき、「退職後継続加入等申出書」をご提出ください。
※意思確認のため、継続・脱退にかかわらず必ずご提出ください。

ポイント

- 退職後も69歳（グループ保険きずな、きずなプラスは80歳まで更新可能、ふれ愛は80歳満了）まで更新可能です。
※就業不能充実コース、三大成人病長期療養コース、所得補償保険及び新・団体医療保険にご加入の場合は退職と同時に脱退となります。
- 現職組合員と同じ保険料率でご継続いただけます。
- 現職中と同様、配当金の還付対象となります。
※この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みとなっています。
配当金のお支払対象はグループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療に限りません。

在職中との変更点について

	在 職 中	退 職 後
①掛金払込方法	給与控除	口座振替※
②資料送付先	所属所	ご自宅
③申込内容変更	新規加入・増額 減額・脱退いずれも可能	現在加入内容の 減額・脱退のみ可能

※事務代行会社が行う口座振替、保険の更新事務等に係る費用として、加入者（口座振替者）1人あたり月314円（税込）を別途負担していただきます。

※掛金の口座振替や資料の発送等、退職後継続制度の事務代行は、株式会社日本共同システム（TEL:0120-129-128）に委託されます。

手 続 き 方 法

(1) 継続の場合

退職月の15日※までに右記の書類を提出	① 退職後継続加入等申出書 ② 退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書
退職月の翌月～	各月22日（土日祝日の場合は翌営業日）が保険料振替日となります。
毎年6月頃	毎年10月1日以降の更新パンフレット・申込書等をご自宅へ送付します。 内容の減額および脱退を希望される場合は、申込締切日までに申込書をご提出ください。

【※ご注意】（有）京都共済サービス必着です。15日までに提出いただけなかった場合、当初の保険料を（有）京都共済サービスあて振り込んでいただくこととなります。（退職月により取扱いが異なることがあります。）

(2) 脱退の場合

脱退の場合も意思確認のため必ず「退職後継続加入等申出書」をご提出ください。
退職に伴う脱退の場合、保険期間途中の脱退となりますので、配当金はございません。
また、退職後に再度加入することはできませんのでご注意ください。

- ※グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、きずな医療プラス、きずな傷害、傷害充実コース、医療充実コース（生保部分・損保部分）、三大成人病充実コースの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※ふれ愛の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
- ※年齢は保険年齢です。
- ※グループ保険きずなの保険金額については、61歳以上の方は死亡・高度障害保険金が3,000万円以下での加入となります。
66歳以上の方は1,500万円以下での加入となります。71歳以上の方は500万円までの加入となります。
- ※きずなプラスの保険金額については、61歳以上の方は死亡・高度障害保険金が1,000万円以下での加入となります。
66歳以上の方は500万円以下での加入となります。71歳以上の方は100万円までの加入となります。
- ※詳細は募集パンフレットをご確認ください。

【お問合せ】 〈グループ保険制度事務委託先〉 （有）京都共済サービス TEL:075-255-8787
〈引受保険会社〉 明治安田生命保険 TEL:075-212-4129

(有) 京都共済サービス 行

グループ保険制度 退職後継続加入等申出書

所属所名			
ふりがな			
氏名	生年月日	昭和 平成	年 月 日
組合員証記号・番号	.		
退職(予定)月	月(保険料最終控除月)		
ご自宅住所 (資料等送付先)	〒	—	電話 ()
	都道 府県		

グループ保険制度の退職後の継続・脱退について、次のどちらかの
□に✓チェックをしてください。

この申出書は、意思確認のため、継続・脱退にかかわらず必ずご提出してください。

提出期限：退職月15日 (有) 京都共済サービス必着

※退職月翌月15日到着分まで受付可。ただしそれを過ぎると継続手続きはできません。

継続 <input type="checkbox"/>	<退職後も継続します> 継続の場合、 <u>退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書</u> を併せて提出してください。 ①毎年10月1日の更新時に加入内容の変更あるいは脱退ができます。 <u>※保険金の増額や新たな制度への加入はできません。</u> ②1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払い します。 ※配当金の支払対象はグループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療に限ります。
脱退 <input type="checkbox"/>	<退職をもって脱退します> ①保険期間途中の脱退となりますので、 <u>配当金はありません。</u> ※9月退職を除く。 ②脱退後に再度加入することはできません。